

あなたの周りに危険なブロック塀等はありませんか？

事業目的

地震発生時にブロック塀等の倒壊による被害や避難経路の安全確保を目的として、避難路に面するブロック塀等の耐震診断、耐震改修、建替えおよび除却に対する費用の一部を補助するものです。

ブロック塀等とは

コンクリートブロック造を含む組積造の塀（補強コンクリートブロック造を含む。）

補助対象事業

町内の避難路に面したブロック塀等の耐震診断、耐震改修、建替えおよび除却

※長さが1m以上、かつ道路面からの高さが80cm以上のものに限りです。

※避難路（通学路）沿いではない、隣地沿い等のブロック塀等は対象外です。

対象者

申請時において、次の条件のすべてに該当する人

- ①ブロック塀等の所有者または所有者の同意を得た人
- ②町税、使用料および負担金について滞納していない人

対象事業の要件

- ・交付決定後に着手し、申請年度内に完了する次の事業であること
 - ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること
 - ・一部の除却をする場合は、道路面からの高さを80cm以内とすること
 - ・ブロック塀等を撤去後、新たに設置する生垣・フェンス等について次の全てを満たすこと
- ①撤去したブロック塀等と同一道路沿いに設置し、施工延長も同一以内に設置すること
※改修時の前面道路が建築基準法第42条2項道路に規定する道路である場合は、道路後退が発生することがあります。
 - ②フェンス等の下部にブロック塀等を併用する場合は、ブロック塀等の高さは80cm以下とし、ブロック塀等については建築基準法施行令第61条および62条の8に定める基準に適合すること。
 - ③フェンス等は安全な構造とすること

補助金の額

対象ブロック塀等	補助対象額	補助率	補助限度額
避難路に面するもの （耐震診断・耐震改修 建替え・除却）	「事業費」または 「ブロック塀等の延長（m）×22,500円」 のいずれか少ない額	2／3	15万円

※補助金額は千円未満切り捨てとします。

※詳細については担当窓口にてお尋ねください。

その他

- ・助成は、同一敷地内について、いずれも1回限りとします。
- ・5月1日（水）から受付開始（予算に達し次第、受付終了します。）
- ・木造住宅の耐震診断および耐震改修の受付も開始します。



問 建設課 ☎32-5081